

(証券コード4834)

2026年6月24日

株主各位

札幌市中央区北五条西五丁目7番地

キャリアバンク株式会社

代表取締役社長 益山 健一

臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社臨時株主総会におきまして、下記のとおり決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬具

記

決議事項

第1号議案

株式併合の件

本件は、原案のとおり承認可決され、2026年7月16日を効力発生日として、当社の普通株式150,000株を1株に併合することを決定いたしました。

第2号議案

定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決され、2026年7月16日を効力発生日として、株式併合に伴い定款の一部を変更することといたしました。

以上

(ご参考) 株式併合及び単元株式数の定め廃止について

当社は、本日開催の臨時株主総会において、2026年7月16日をもって、当社普通株式150,000株を1株に併合すること（以下「本株式併合」といいます。）及び単元未満株式数の定めを廃止することといたしました。

なお、本株式併合及び単元未満株式の廃止に伴い、株主の皆様による特段のお手続きは原則必要ございません。

1. 1株に満たない端数が生じた場合の処理

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。

当該売却について、当社は、当社株式が2026年7月14日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性はほとんど期待できないこと、本株式併合が、当社の株主を公開買付者のみとし、当社株式を非公開化するために行われるものであり、かかる目的との関係では公開買付者が端数相当株式の買受人となるのが整合的であること等を踏まえて、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、本株式併合の効力発生日の前日である2026年7月15日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）と同額である1,755円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。

端数株式数相当分の処理代金は、2026年9月下旬を目途に株主の皆様に対して交付することを見込んでおります。

2. 主なスケジュール

- 2026年7月13日（予定）当社株式の最終売買日
- 2026年7月14日（予定）当社株式の上場廃止日
- 2026年7月16日（予定）本株式併合の効力発生日
- 2026年9月下旬（予定）端数株式相当分の処理代金の交付

以上